

《第十七章・業¹を考察する。》

第二項 [束縛と解脱が本性として有ることの理由を否定する] に三項目がある。[章の著述を説く]、[了義の教証と合わせる]、[意味を要約して章の名を示す] である。

第一項 [章の著述を説く] に二項目がある。[反論]、[返答] である。

第一項 [反論]

前述で、事物は本性として有る理由として、輪廻が本性として有るとする言説を否定したことに対し、「輪廻とは本性として有る。(何故ならば) 業と果の関係性の拠所である故である。このように、生死が一から一へ継続する面より、本性として有る行²、あるいは有情³が輪廻するならば、ここで為した業の結果が他の転生において起こるので、諸業は結果と関係することになる。しかしそれに似た輪廻が無ければ、心は生じるやいなや壊す⁴故と、業を放った時点では異熟(業が熟すこと)は無⁵いので、業と果は無関係のみとなるだろう。然れば、業果の関係性の拠所である故に、輪廻は本性として有る。

業と果も何かといえ、これに二項目がある。[善⁶・不善⁷の構成]、[それにおいて恒常と断滅を排斥する方法] である。

第一項 [善・不善の構成] に二項目がある。[心の善・不善の構成]、[業の分類の構成] である。

1 業：カルマ。動機をもって為された行為・心的作用。学派によって有形か無形に主張が分かれる。無形であると主張する場合、一時的な心的作用であるとする。

2 行：原因が集まって為される働き。ここでは蘊 [序論] 脚注 88 参照) を象徴すると思われる。

3 有情：仏陀以外の、心を持つプトガラ ([序論] 脚注 50 参照)。

4 心は…壊す：心は無常であるので、刹那滅であり、生じるや否や滅していく。我々が心であると捉えているものは、一瞬一瞬生じ滅している心の継続を、概念作用で心であると捉えたものである。

5 業を放った…無い：善・不善の動機をもって行為を為した時、行為は無常であるのでその刹那に滅す。その影響が心相続に蓄えられ、後に力を得て、状況が整うと熟す(果が顕現する)。

6 善：自らの果である楽を得させる類。幸せの原因。[第 1 章] 脚注 325 参照。

7 不善：自らの果である苦を得させる類。苦しみの原因。同上。

第一項 [心の善・不善の構成]

我として自らが勝る慢がここにおかれたので、『我』一蘊に依拠して名付けられた『プトガラ⁸』である。まさしくそれが貪欲等の力で殺生等に陥ることを斥けさせるので、善良に律しながら近く蓄積され、業の異熟⁹を与える可能性を確実にするので『心』であり、それも、悪趣へ赴くことより保持するので『法』という。

『それだけに尽きるのか?』と思えばそうではなく、布施と愛語と利行と同事という四摂事¹⁰や、畏怖より守護する¹¹等を行い、他を利益する心であるものと、慈愛心という親近者を対象にして起こる心か、あるいはまた我そのものに役立つ心であるものも、法である。

『法』という言葉については、善説より三つを説かれる。有漏¹²無漏¹³の一切法は自らの定義を保持する意味¹⁴と、十善行¹⁵等は悪趣へ赴くことより保持する意味¹⁶と、『法へ帰依致します』というそれにおいては、苦しみから超越した(涅槃を得た)ことによって五衆生の輪廻を行くことより保護する意味¹⁷として、『法』と説かれた。

その三つより背いた、殺生等への関わりを律しないことや、他を害することや、全くの瞋恚の心は、法ではないと知りたまえ。

斯くも、稲の種子は稲の苗の特別な因であり、土等は共通の因であるが如く、その三種の心は好ましい異熟の果の種子であり、土用因¹⁸等はただ共通の因であるだけである。

『何時如何なる時に』と思えば、目に見える今生と、見えない他の生においてである。

不善においても同様である。

第二項 [業の分類の構成] に二項目がある。[要約して示す]、[詳細に説く] で

8 プトガラ：心や体を持つものに名付けられた「者」の総称。[序論] 脚注 50 参照。

9 業の異熟：業の果。特に、前世で積んだ業の結果として実り熟した来世。

10 布施…四摂事：他者を導くために必要な行い。修行。布施（与えること）・愛語（優しい言葉をかけること）・利行（他者の役に立つこと）・同事（他者と同じ仕事をする）の四。

11 畏怖より守護する：布施の一種。怖れを取り除く布施。

12 有漏：漏れ落ちの有るもの。輪廻に落ちる可能性の有るもの。煩惱等。

13 無漏：漏れ落ちの無いもの。輪廻に反すもの。解脱や解脱に向かうもの。

14 有漏…意味：「法」を「現象」に解釈した意味。

15 十善業：十不善業（[序論] 脚注 112 参照）の反対の、幸せをもたらすカルマ。「殺さない」「盗まない」等。

16 十善業…意味：信仰に関係無く、世間的に他者を利益する特定の行いをすれば結果として良い来世を得られる「世俗世間の理」＝「法」の意味。

17 「法へ…意味：「輪廻から離れ解脱を得る為の教え」＝「法」の意味。

18 土用因：プトガラが為す行いとしての原因。

ある。

第一項 [要約して示す]

声聞¹⁹独覚²⁰、菩薩²¹より優れた、勝義²²を御心に収められた大仙方が、『諸業とは二様相であり、思業²³と思已業²⁴である。』と説かれた。それら二業の差別一分類は、多くの様相に尽く掲げられた一説かれた。

第二項 [詳細に説く] に二項目がある。[二業を三業に分類する]、[三業を七業に分類する] である。

第一項 [二業を三業に分類する]

二業を説かれたことについて一その中から、『思業』という先に説かれたものは、意識と相応する²⁵思（志向作用）のみであり、意識に属するものであると主張する。（何故ならば）意識に有る故と、意識の面からそれは終局へと進み、身体と言葉が介入することに相関しない故である。

『思已業』と説かれたものは、身体と言葉のものであると知るべきであり、『身体と言葉の面からそのように介入しよう。』と思によって思惟して為す故である。

その二つも身体と言葉のものであると主張する。（何故ならば）身体と言葉に有る故と、その二つの面より完成する故である。

第二項 [三業を七業に分類する]

善・不善の言葉や文字を明らかに述べることと、善・不善の身体の動作の二つと、有表²⁶の分類が二つある如く、有表より他の、諸々の無表²⁷も善・不善の二種を主張

19 声聞^{しょうもん}：自らのみの解脱を求める小乗の修行者で、輪廻における最終の生で教法を説く他者（仏陀等）に依拠して解脱を得る者。

20 独覚^{どっかく}：自らのみの解脱を求める小乗の修行者で、輪廻における最終の生で教法を説く他者（仏陀等）に依存せず、独力で解脱を得る者。

21 菩薩^{ぼさつ}：仏陀以外の、菩提心を起こした大乘の修行者。
菩提心とは、「有情一切が仏陀の境地を得る為に、自らが仏陀になろうとする心」。

22 勝義^{しょうぎ}：聖なる真実。

23 思業^{しごう}：心で「思う」働き。言葉と身体で実際に行う前の心の働き。

24 思已業^{しいうごう}：思い（動機）を経過した、言葉と身体によって顕現した働き。行い。

25 相応する：同じ様相を持つこと。[第 1 章] 脚注 323 参照。

26 有表^{うひょう}：毘婆沙部の設ける形あるものの分類の一つ。「知らしめるもの」の原義で、善・不善と感覚器官で直接知ることのできるもの。言葉と身体の動作に関わる、形ある業（思已業）を有表業といい、善・不善に分類される。

する。そして尽く手放した事物である諸々の僧伽が享受したことより、その後で施主の心相続に起こった、善が増幅する福德と、善が生じる次第の如く、生き物を殺す（非仏教徒の）神所を建てた場所で生き物を殺し、その神所等を使用したことから、その後に行為者達の心相続に起こった罪悪である不徳が生じるとなることと、善・不善の意業において顕かに行う思（志向作用）という、その七法（事象）²⁸を、業であるとはっきりと主張するのである。

無表の不善とは、『不捨²⁹の無表』というものであり、『今から生き物を殺し、強盗・泥棒をして生活しよう。』と誓い、漁師など網をかける仕事をする事以降、それらの行為を実際に行っていない時にも途切れることなく不善の無表が生じる。

それも『俱舍論』より、

『不律儀を為すか、誓うことより得ることとなる。』³⁰

と不律儀を得る二つの方法を説かれたうちの第一は、漁師等の種姓に生まれた者達は殺生の準備をしたことから（不律儀を得）、後者については、他の種姓に生まれた者達は『我々もこの生活手段によって生活しよう。』と誓ったことより（不律儀を得ると、自註より説かれた。これも無表の不律儀の得方であるが、無表の不善のみにおいてではない。

善の無表は、捨³¹の無表であり、『今から、殺生等を捨て去る。』と身体と言葉の有表が完了した時以来、後時、酔っぱらった時でも善の無表が生じることである。これも、律儀と中間の無表の幾つかの生じ方であるが、全ての善の無表においてではない。

色形と行為の本性であるけれども、有表の如く他の動機を知らしめないのも、無表である。

第二項 [それにおいて恒常と断滅を排斥する方法] に二項目がある。[論難を挙げる]、[それを排斥する方法] である。

²⁷ 無表^{むひょう}：毘婆沙部の設ける形あるものの分類の一つ。「知らしめるのでないもの」の原義で、善・不善と感覚器官で直接知ることのできないもの。例えば悪行を控える戒律や、悪行を生業にすると誓うこと等。眼で見たり、耳で聞くことはないけれど、物理的に悪行を為すことを抑え、或いは悪行を推進するので「見ることのできない形あるもの」とする。

²⁸ その七法（事象）：自らの行為（思已業）に関わる形あるもののうち、有表の善・不善の①言葉の業（明らかに述べること）②身体の業（動作すること）、無表の善・不善の③言葉の業④身体の業。行為の対象や場所に依拠しておこる⑤善業⑥不善業。それらの動機となる意業（思業）の⑦思の、七つの事象。

²⁹ 不捨：捨てないこと。不善。悪行を捨てないこと。

³⁰ 「不律儀・・・となる。」：『俱舍論』第 4 章 37 偈。

³¹ 捨：捨て去ること。善。悪行を捨てること。

第一項 [論難を挙げる]

ここで或る者は反論して、『もし、多く説かれたその業について、その業は異熟が実った時まで壊れずに留まれば恒常となる。(何故ならば) その間に壊と離れる故と、以前に壊れぬものは後にも壊れないので、無為になる故と、無為は異熟をもたらさない故である。

もし、諸業が生じたやいなや滅すならば、

〈如何様に果を生じさせるとなろうか。〉³²

といい、(果を生じさせると) ならない。(何故ならば) 滅したとなれば、有るのではない故である。』といえは。

第二項 [それを排斥する方法] に二項目がある。[継続性を承認して恒常と断滅を排斥する]、[不失法を承認して恒常と断滅を排斥する] である。

第一項 [継続性を承認して恒常と断滅を排斥する] に二項目がある。[恒常と断滅の斥け方・本義]、[十業道を果と共に把握する] である。

第一項 [恒常と断滅の斥け方・本義] に二項目がある。[例を挙げる]、[意味を当てる] である。

第一項 [例を挙げる]

そのように二つの考察をした第一については承認しないが、第二の考察のように主張しても、過失は無い。種子は刹那滅であるけれども『芽や』等の言葉によって含まれた小枝や瘤や葉等、結果の継続である諸物は、種子より顕現して起こる一種子はそれらの因となって滅す。

その果の継続より、大きな最終的な果の集合が生じる。その種子が先行していなければ、芽等のその継続も起こるとならない。何故ならば、種子より芽等の継続と、継続より最終的な果が起こることになり、種子は果に先行する故に、果への継続が起こらない断滅ではなく、果が実るまで壊れずに留まる恒常ではない。

第二項 [意味を当てる]

種子について斯くも言及した如く、善である思(志向作用)と相応する心³³より、後の心の継続であるものが顕現して起こるとなるけれど、善である思が染み込ませ

³² 『如何様…ろうか。』:『根本中論』第 17 章 6 偈。

³³ 思(志向作用)と相応する心: 知覚は、常に主体性の面をもつ心(心王)と、一時的な条件で生じ滅していく知覚・心理作用(心所)の二つに分けられる。心所が起これば、その主体性である心王も常に共にあり、相応する([第 1 章]脚注 323 参照)。思(志向作用)は「心所」であり、それと相応する心は「心王」である。

たその心の継続より、俱有の因³⁴に不備が無ければ好ましい異熟の果が生じる。以前の心を見て（それが）無ければ、後のその心の継続も起こるとはならない。何故ならば、以前の心より後の心の継続が起こり、その継続より最終的な好ましい果が起こるとなり、思の業（思業）が果に先行する故に、後の心の継続の因とならずに滅した『業の継続の断滅』と、後の継続の因を為したとしても『壊れずに留まる恒常』ではないので、刹那滅であると承認したとしても恒常と断滅になるのではない。

これはどの部が主張するのか、『根本中論』の註や諸解説に明らかではないが、俱舍論註の第九章³⁵で説かれたことと通じるので、経量部とカシミール地方毘婆沙部の主張である。

第二項 [十業道を果と共に把握する]

それ故に、業の分類が斯くも示された『言葉と、動作と』等による身体の三業と、言葉の四業と、『思とは』という意の三業で、白い（善の）十業道も述べられたのであるが、それらも法を成就する方便であり、（法が）成立する因となったものである。

ならば、この十業がその方便となる、その法とは何かといえ、前述のような三つの心を『法』というか、あるいは究極の十善業の本質とは『法』であるが、行為しつつある本質が、『善業の道』という言葉で述べられる意味である。

その法の果は、今生と他の転生において好ましい姿形等の五つを近く享受することである。『十業道の法を成就させる方便と、これ故に好ましい欲界の功德³⁶を享受することは、法の果であると説かれたので、業と果としての関係も本性として有る。』と思惟した。

第二項 [不失法³⁷を承認して恒常と断滅を排斥する] に二項目がある。[他部の返答を排斥する]、[自部の返答をする] である。

第一項 [他部の返答を排斥する]

もし、種子と芽（の関係性）と相似する面から、心の継続において恒常と断滅を排斥するその考察をするならば、その説において可視・不可視と矛盾する大きな過失や、数多くの過失となるだろう。

³⁴ 俱有の因：結果を一緒に為す原因。

³⁵ 俱舍論註第九章：『俱舍論』は全 8 章なので、第 9 章は存在しない。第 4 章「業を示す」の世親による自註か、別著者による解説書か、明らかでない。

³⁶ 欲界の功德：快い形色・音声・香り・味・触感。[序論] 脚注 32 参照。

³⁷ 不失法：チベット語直訳では「無駄にならないもの」。業を積んだ後に業自体は刹那滅で滅しても、業の影響力を無駄にせず保つ潜在的な実在。

このように、稲の種子より稲の苗等の（物質的）継続が生じ、稲の苗等の継続よりも稲の実（米）のみが生じるけれど、他である異種（の果）が生じないが如く、善・不善・無記の心と、欲界と色界と無色界と無漏の心と、人等の六衆生の心も、各々と同類のもののみが起こるが、異種の心は生じず、天である者は天のみに（来世で）なるけれど、他の衆生へと生まれ変わらない等となるだろう。そう見れば、不善を為す天や人間達が悪趣へと生まれ変わることは無くなるけれど、（それを）主張するのでもない。

それらの過失があると見るので、他部が言説したその考察は、業において恒常と断滅を排斥する返答のこの場合に、合理ではない。

第二項 [自部の返答をする] に三項目がある。[要約して示す]、[詳細に説く]、[意味を要約して恒常と断滅を斥ける] である。

第一項 [要約して示す]

諸仏と独覚と声聞方が説かれた考察は、返答するこの場合に合理であることを、ここで良く述べよう。

その考察も何かといえ、善・不善の業は行われたやいなや滅すけれど、果が無いとはならない。業が生じる時に行為者の心相續にその業の「不失法」という心不相応行³⁸に属する借金の借用証に似たものが生じる。借用証がそうであるように不失法と、それが生じさせる業は、借金の如くであると知りたまえ。

借金の借用証をおいて財物を使用しても、財の所有者の財物は別の時に利息がもたらされるように、業は為されたやいなや失壞したとしても不失法が留まるので、行為者が業の果を経験する。貸金の証書を発行した者が財物を取り戻して財となったならば、（借用書が）有ろうとも無かろうとも再度財を取り戻すことができないように、不失法も異熟が起こってから、有ろうとも無かろうとも、再度行為者を異熟と関係させることはできない。

これは毘婆沙部が主張すると観世音禁戒によって説かれており、カシミール地方（毘婆沙）部とは別部である。

第二項 [詳細に説く] に四項目がある。[界の分類と本性]、[如何なる所断（捨て去るべきもの）か]、[生じ方]、[滅し方] である。

第一項 [界の分類と本性]

他の經典で説かれており、我々が言ったその『不失法』とは、欲界と色界と無色

³⁸ 心不相応行しんふそうおうぎょう：有為（原因によって起こったもの）を物質・知覚・その他として分けた時、物質でも知覚でもない「その他」の部分。

界³⁹と無漏の界の分類より、四様相である。

『三界と無漏に関わる業の差別によって分ければ、有漏か無漏として知られるのみに尽きるが、不失法の本質は有漏・無漏と積義されていないので、無記である。』

と、観世音禁戒が説かれた。(何故ならば) 有漏ではないと説かれたことは、有漏の業を考えて(説かれたの)であり、ただ有漏でないのではない(有漏である)。(何故ならば) 修所断であると説かれた故である。⁴⁰その不失法も善・不善と積義されていないので無記である。もし不善の不失法が不善であるならば、欲界に対する欲望と離れた者には不善が無いように、その不失法もなくなる。善の不失法が善であるとしても、邪見が善根を断った者には、それが無くなる故である。⁴¹

第二項 [如何なる所断(捨て去るべきもの)か]

その不失法は見道が見所断⁴²を捨て去ることによって捨て去られるものではなく、まさしく修道によって捨て去られるものである。『も』ということで、界より超越したならばそれに関わる業の不失法を捨て去ることを含む。

凡夫⁴³の業を見道が捨て去っていなければ、聖者⁴⁴が凡夫の業を具えることになるので勿論捨て去りはするけれども、その不失法は見所断ではない。

業は失壊したとしてもその不失法は壊れず、業を捨て去ったとしてもその不失法は捨て去らない故に、それらの業の不失法が業の果を生じさせるとなる。

『もし、業が対治⁴⁵によって捨て去られ、業が壊れるならば、不失法も捨て去られ壊れれば、如何なる過失があろうか』と思えば。

もし、凡夫の業が見所断を捨て去ることによって捨て去られ、業が移行する一壊

³⁹ 欲界^{よくかい}…無色界^{むしきかい}：有漏(上記脚注 12 参照)を三界に分ける。好ましい形・音・香り・味・触感に欲望が起こる欲界。欲界の精神的な粗さから離れ禅定を修して到達する、形有る色界と、形無く意識のみとなる無色界の三界。

⁴⁰ ただ有漏で…故である。：不失法は有漏の業ではないが、有漏である。何故ならば、「不失法＝輪廻に落ちる業を行為者に結び付ける実在」は業ではないが、修道を修することによって捨て去られるものである故である。

⁴¹ もし不善の…故である。：不失法が無記でなければ生じる背理。

道理を考えれば、欲界に対する欲望と離れた者には不善業は無いけれど、その不失法は有る。阿羅漢でも以前の悪業の結果を経験する故である。邪見が善根を断った者に善業は無いけれど、その不失法は有る。善根を断つ者は人であり(『俱舍論』第 4 章 79 偈。「…人の中で。」、善根が断たれ善業が無くとも、善業が断たれたと同時に死んで悪趣に生まれることは無い故である。

⁴² 見所断^{けんしょだん}：見道によって捨て去られるもの。

⁴³ 凡夫^{ほんぶ}：見道以上の聖者道を得ていない者。見道は真実を直覚する第一瞬目から始まる。

⁴⁴ 聖者：真実を直覚した者。見道以上の修行道を具える者。

⁴⁵ 対治^{たいじ}：所断(捨て去るべきもの)に対する対策となる修行道(智慧)。例えば、我執に対する無我を悟る智慧。見所断に対する対治は、真実を直覚する見道である。

れることで、それらの不失法が壊れるとなれば、そこで—その時、為した業が壊れる—失うのみとなる故に、『等』⁴⁶という言葉が含む、聖者方が凡夫であった時に積んだ業の二つの果を、何も経験しないことになる。経験するとしても、為していない業の果が現れるとなるだろう。業と果（の関係性）が無いと見る故に、邪見となる諸々の過失の背理となる。

その如く、業が移行することにも当てはめる。

第三項 [生じ方]

入胎⁴⁷する時に不失法が如何様に生じるか。

業は部分—同種や、部分—不同種の、一切の不失法が三界の何れかに結生⁴⁸する時、一切の業は壊されて一つだけ生じることになる。それも、欲界等の同界—同等の諸々の界の不失法のみが生じるが、異なる界の不失法（が生じるの）ではない。

結生したも⁴⁹とで不失法の生じ方は、その不失法は今生の目に見える現象において有瀘・無漏の二様相全てのもの—思と思已、あるいは善か不善の業と、業の不失法が個別に生じることとなり、異熟の果が既に起こったとしても留まるのであり—疑いなく滅すことは無い。

第三項 [滅し方]

その不失法は壊失していく場合が二つあり、預流等の果⁵⁰が移行する時と、死んだ時に滅すとなる。そこでその第一は、

『まさしく修道によって捨て去られるものでもある。』⁵¹

と説かれ、第二は

『それが結生する時、一つだけ生じることになる。』⁵²

と既に説かれたので、再度ここでは言及しない。

46 『等』:『根本中論』第 17 章 16 偈に含まれる言葉。

「もし、捨て去ることによって捨て去られ、業の移行によって壊れるとなれば、そこでは、業が滅す等の諸々の過失の背理となる。」

47 入胎^{にゅうたい}: 次の生を受ける時、新しく得る心身に前世から続く意識が入ること。

48 結生^{けつせい}: 次の生と結びつくこと。チベット語では「入胎」と同じであるが、入胎は胎生の場合、結生はそれ以外の生（変化生、又は身体を持たない意識体として生まれる場合等）の場合である。

49 結生したも^よとで: 今生に生まれたあとで。

50 預流等の果: 四向四果の第一番目の果等。「向」とは果を得る為に修する修行道。「果」とは、向を修したことによって得た結果としての修行道。

四向四果とは預流向・預流果・一來向・一來果・不還向・不還果・阿羅漢向・阿羅漢果。

51 「まさしく…でもある。」:『根本中論』第 17 章 15 偈 2 行目。

52 「それは…になる。」:『根本中論』第 17 章 17 偈後 2 行。

その不失法の分類は、二様相であると知るべきであり、無漏の業のものは無漏であり、有漏の業のものは有漏の不失法である。これも二業に従ってそのように名称が付けられると観世音禁戒が説かれた。

第三項 [意味を要約して恒常と断滅を斥ける]

それ故に、業は為したやいなや滅すが、本性として留まるのではないので、空性であると合理である。そう見るとしても断滅は無い。(何故ならば) 不失法が完全に保持したことによって業の果が有る故である。不失法が有る故と、種子の(物質的) 継続と合致する法(現象) である恒常は無い故に、衆生と種姓と生処と界の様々な部類によって分けられた五衆生の輪廻は成立したのでもあるが、業は自らの本質として留まらなると承認した故に、恒常であると言うのでもない。

『諸業は不失法(無駄に失われない)』というこの法(実在) は、無知の眠りを残さず離れた仏陀が示されたものである故に、業において恒常と断滅となる背理の過失は無いので、我々によって述べられたこの考察のみが正しい。」と言う。

第二項 [返答] に三項目がある。[業に本性が無いので、恒常と断滅は無い]、[業が本性として有ることを否定する]、[無本性が行為を為すことを例によって示す] である。

第一項 [業に本性が無いので、恒常と断滅は無い]

業が自らの本質として生じるならば、それは尽く熟していない間(異熟するまで) 留まるならば恒常であり、滅すならば断滅となるが、何故ならば、業とは自らの自性として生じることが無い故に、本性として留まる恒常と、本性として滅す断滅であると、何処でなろうか。その理由は、このように、業は本性として成立したことは無い故である。

「仮に業が本性として生じることが無ければ、経証より

『身体ある者達による諸業は、百劫の間も失われない。集積し、時が至ればまさしく果として熟すとなる。』

と説かれている。」といえは。

世尊のお考えは、「何故ならば、その業とは自らの性相(定義) としてとして生じていない故に、(業力が) 失われるとならない。」というものであり、それ故にその経証は我々を批判するものではない。

「声聞部が、『業が本性として生じることが無ければ、業は無ければならない(非存在である必要がある) ので、業の不失法を説かれたことに反する。』と思ひ反論した返答として、『本性として生じていないので、失われない。』と説かれたことが如何様に関係しようか。(何故ならば) 不失法とは業の異熟を引き起こす意味であ

ると主張する故である。」といえは。

過失は無く、この対論者が勝義について思惟したのであるなら、勝義として生じていない業において、その果は失われる因が無い。勝義としての生が無いことと、世俗として異熟が失われないことが矛盾すると論争するならば、矛盾しないと既に多く説かれ、説かれるでもあろう故である。

もし、自らの性相（定義）として生じることが無いことを理由に挙げて異熟が失われないと論証するならば、その理由によって「世俗として業が異熟を引き起こすことは矛盾しない」と如何様に論立されたかと思えば、『入中論』より、

「何故ならば、本性としてそれは滅さず、それ故に、阿頼耶は無くともこれが可能とする故に、或るものにおいては業が滅して長期間を経たとしても、正しい結果が起こると知りたまえ。」⁵³

と説かれたように知るべきである。（何故ならば）『根本中論』の本偈をその部分で『入中論釈』に引用して、その意味を論証した故である。

そこで、以前に積んだ二つの業が長期間を経て二つの果を生じさせることは主張しなければならないが、業も生じた時の第二時点で失壊して行くので、果の直前には業が無く、失壊した業も無事物であるので、業が果を如何様に生じさせるのかと反論した返答として、今まさに滅そうとする業の効力が置かれる故に、仏教徒自部の一部は阿頼耶識や、他の者は不失法と得や、幾らかの者は業の薫習によって染み付けられた心相續を考察する。業は自らの自性として生じていない説のようであれば、滅は無いけれど、失壊していないものよりも果が起こることはあり得ないことではないので、諸業は不壊であるので業果の関係は非常に合理であると『入中論註』より説かれた。

「滅さない」とは

「本性として滅さない」

と説かれたように、自らの自性として滅さないのであるが、世俗としての滅を承認しないのではなく、

「或るものにおいては業が滅して長期間を経たとしても」

や、

「その如く、滅して本性が有るのではない、業からも果が有るのである。」⁵⁴

と説かれ、その部分で『入中論註』において経典を引用したものよりも

『尽は無い』と説かれたことと、『業は尽きた』と説かれたことは、空のあり様において尽は無い。世俗のあり様として、尽きると説かれた。」

と説かれた故である。

自らの性相として成立した法（現象）を世俗としても承認しない派の「失壊」は

⁵³ 「何故…たまえ。」：『入中論』第 6 章 39 偈。

⁵⁴ 「その如く…ある。」：『入中論』第 6 章 40 偈後 2 行。

物事を為し得ると論証することは、前述で既に述べた如くであるので、阿頼耶識等を承認していなくとも業果の関係性は合理であるので、

「何故ならば本性としてそれは滅さず、それ故に」

という理由と、滅した業より果が起こることは矛盾しないと説かれた。

生滅等は自らの性相として成立したと主張する者達は、失壊を無事物であると主張するので、滅したものより果が起こることは適さない。

業が壊れた失壊が、類似種を経由する拠所は、『私』という思いが生じるプトガラのの継続性であるが、まさしくそれが、業と果が関係する拠所でもある。

第二項 [業が本性として有ることを否定する]、に二項目がある。[本性として有ることに批判を挙げる]、[本性として有る理由を否定する]。である。

第一項 [本性として有ることに批判を挙げる] に二項目がある。[恒常であり非所作⁵⁵である背理]、[異熟を無限に引き起こす背理] である。

第一項 [恒常であり非所作である背理] に二項目がある。[背理本義]、[それを主張することに批判を述べる] である。

第一項 [背理本義]

業が本性として無いことは紛うことなく主張すべきであり、そうでなければ、もし業に本性として成立したことが有るならば迷うことなく恒常となる。(何故ならば) 本性において他へ変化することは無い故である。それ故に、業とは行為者が為したのではなくなる。(何故ならば) 恒常において行為者による行為は無い故である。それ故に、善・不善の業は為されておらずに世間に実ることになるだろう。

第二項 [それを主張することに批判を述べる] に二項目がある。[論書と矛盾する]、[世間での公認と矛盾する] である。

第一項 [論書と矛盾する]

もし、業が行為者によって為されていないければ、殺生等を為していない者達もそれらの業と関係することによって、為していない業の果と遭遇する脅威となるだろう。清浄梵行者達においても、非梵行が為していなくとも有るので、その論法では梵行に留まるのではない過失ともなるので、誰も苦しみを超越する(涅槃を得る)とならないだろう。

⁵⁵ 非所作：原因や条件によって作られたのではないもの。

第二項 [世間での公認と矛盾する]

畑を耕すことや商い等の結果を目的として始めるそれらも、為しておらずに（結果が）有るので、開始することは無意味となり、「壺を作れ。」「絨毯を織れ。」等の世間の呼称一切とも反すとなることに疑いは無い。（何故ならば）壺等一切は作られておらずに存在する故である。

「この者は福德を為す」「この者は罪惡を為す。」という分類も合理とはならない。（何故ならば）その二つは為しておらずとも有る故である。

第二項 [異熟を無限に引き起こす背理]

他にも、その業は、異熟が既に完全に熟したとしても再々異熟を引き起こすことになる。（何故ならば）完全に熟していない時点でのように、自らの本質より衰えない故である。

それ故に、そのように、もし『業は本性として有る。』と思惟するならば、何故ならば業は全ての時間において衰えずに留まる故に、斯くも述べられた過失となるので、業が本性として無いことによって恒常や断滅であると見解する過失は無い。

第二項 [本性として有る理由を否定する] に三項目がある。[業が本性として有る理由を否定する]、[業と煩惱の二つともが本性として有る理由を否定する]、[業が本性として有る他の理由を否定する] である。

第一項 [業が本性として有る理由を否定する]

もし、「業は本性として有る。（何故ならば）『無明の縁によって行である。』や『取の縁によって有である。』と説かれたので、業の因である煩惱が本性として有る故である。」⁵⁶といえよ。

「この有漏の業は、煩惱の我性一煩惱より起こったのであるが、それらの煩惱も正しく有るのではない。（何故ならば）分別（概念作用）の力によって起こる故である。」と説かれるであろう。もしそれらの煩惱が正しく有るのではない時、その因を持つ業が正しく有るとは、如何様であろうか—正しく有るのではない。

第二項 [業と煩惱の二つともが本性として有る理由を否定する]

「業と煩惱とは本性として有る。（何故ならば）その果である身体が本性として有る故である。」といえよ。業と煩惱は、諸々の身体縁であると経部より示され

⁵⁶ 「業は…である。」：十二縁起の中で「行」と「有」は業であり、その因となる「無明」と「取（欲望）」は煩惱である。十二縁起とは、輪廻に生を受ける十二段階。無明・行・識・名色・六處・触・受・愛・取・有・生・老死。

た。

仮に「それらの業と煩惱は本性として有ることが欠如する」と前述したことで既に成立した故に、それらの果である身体が自らの自性として有るのではないことについて、更に述べるのが如何様に一何が有ろうか。それは無い。

第三項 [業が本性として有る他の理由を否定する]

「業は本性として有る。(何故ならば) その果である苦楽を経験する者が自らの本質として有る故である。無明によって覆われた、被られた者は、五衆生へと再々生まれるので、欲望の束縛を具える者が、業の果の享受者である。その果の享受者も、因である行為者より他でなく、享受者そのものがその業の行為者でもない。(何故ならば) そのもの(自)とも他とも述べられぬ故である。」といえよ。

何故ならば、この業は因縁等の四縁より起こったことは本性として有るのではないと、「縁を考察する(第一章)」において既に説いた。縁でないものより起こったことも有るのではないと、

「因が無ければ、果と、因も合理とはならない。」⁵⁷

と「業を考察する」で既に説いた故に、業の行為者も本性として無い。

もし、業と行為者が自性として無ければ、業より生じた果が自性として成立したことが何処に有ろうか。それは無い。

もし、業の果が自性として有るのでなければ、その享受者も自性として一見よ一何処に有ろうか。「これら一切は本性として有るのではないのみである。」と知りたまえ。

第三項 [無本性が行為を為すことを例によって示す]

「もし君が、諸事物は本性が無いとしたならば、教示者が

『自らが為した業の異熟は自分自身が経験する。』

と説かれたその一切をこの論理が斥けることになるが、業果を抹消する故に、君は虚無見の主となるものだ。」といえよ。

我々は虚無論者ではなく、有無の二辺論を否定して、二極辺として無い解脱の都へと赴く道を明らかにするのである。

そこで、虚無論の斥け方とは、「我々は業果等を無いと言わない。」という。ならば何かといえよ、『これらは本性が無い。』と置く。』とは实在論の斥け方である。そのようであれば、世俗として有る業果等について無いと言えよ虚無辺であり、それらが本性として有ると言えよ实在論者であると示したが、単に有無のみを(二極辺であると)言うのではない。

「何? 無本性において行為対象と行為するものは不合理である故に、過失はその

⁵⁷ 「因が…ならない。」: 『根本中論』第 8 章 4 偈前 2 行。

まま存在する。」という反論に対して、『無いとは言わないが、本性が無いと言うのだ。』と言ったとしても、業果が適さない過失がそのまま残る」という。

その返答として、「本性と共にある諸物において行為が見られない故と、諸々の無本性のみにおいて行為が見られる故である。このように、無本性となった壺等のみが世間において自らの行為を為すと認識されるのである。」と説かれたので、本性として有るならば「生じさせられるもの」と「生じさせるもの」等の一切の行為対象と行為するものは不合理であり、無本性のみにおいてそれらの行為対象と行為するものが合理であると示された。業果等が本性として有ることを否定する諸々の正理とは、無本性において一切の行為対象と行為するものが合理であることの助けとなるが、それが諸々の行為対象と行為するものを否定するのでは全くないこと自体を、全ての場合において理解したまえ。

他にも、本性の無いものが行為を為す意味自体を、この明らかな例より確信すべきである。斯くも一例えば、教示者が円満な神変によって変化身を変化し、その変化身によっても再度他の変化身を変化することにおいて、その二つの変化は如来の本性が欠如し、本性が無い。そのように、それらにおいて無本性の行為を為し、業と行為者の名称を付ける如く、業の行為者は変化身の様相の如く本性が欠如するのである。しかし、その行為者が或る業を僅かに為したことも、例えば変化身が他の変化身を変化する如く、本性が欠如する。それ故に、二極辺として無いと言う中観派達に、恒常や断滅の誤った見解が何処に有ろうか。

『三昧王経』よりも、

「ある時、如来が諸々の説話をなされた。巷を行かれる守護者は人に慈悲深い故に、勝者がそこに諸々の変化身を変化し、彼らにも善良なる仏陀の法を教示する。百千もの生き物がそれを聴いて、最高の仏陀の智慧へ祈願する。

『いつ我はこのような智慧を得ようか』と思う、その思いを御存知となり勝者がそれを預言する。『人の自在者である王を招待した者は、彼の布施は無辺となり、計り知れぬ最高の会得を見出す』といい、何人かはそれに信解を生じさせる。」

と説かれた如くである。

変化身の例のみに尽きない。これらの追加の例によっても、無本性において行為対象と行為するものが合理であると知るべきであり、心相続を煩惱化する貪欲等の煩惱や、福德と非福德と不動の業や、身体である胃と行為者である我や、果である異熟⁵⁸と増上⁵⁹と等流⁶⁰等であり、それらは尋香⁶¹の都のようであり、逃げ水や夢に

⁵⁸ 異熟^{いじゆく}：異熟果。前世での業が、来世の衆生の心身として実った果。

⁵⁹ 増上^{ぞうじょう}：増上果。前世での業が、来世で生きる（所有する）環境として実った果。

⁶⁰ 等流^{とうりゅう}：等流果。前世での業（行為）に等しい習慣や結果が、来世に流れて経験される果。

⁶¹ 尋香^{じんこう}：ガンダルヴァ。チベット語直訳で「香りを食べる者」。死者の魂を言うこともある。

似て本性が無いのであると認識したまえ。

それ故に事物は自らの性相（定義）として成立したと承認していないので、中観派のみに恒常・断滅の二辺論者が無いと知りたまえ。

第二項 [了義の教証と合わせる]

「そのように、諸々の業と煩惱等は自らの自性として有ることが欠如すると示したまさしくそれは、深甚な経証によっても成立したと、そのように示した一切の善説を本章によって説明したまえ。」と示す為に、了義の教証と合わせた一部を述べれば、『宝積経』より、変化された二人の比丘が対象に執する五百人の比丘を教化した故事の末尾を述べられた如くである。

第三項 [意味を要約して章の名を示す]

本性の諸々の正理によって、行為者と業と煩惱や、それらの果や、それを享受すること等が本性として成立したことを否定したことによって、自らの自性として成立したものにそれらの構成は何ものも合理ではないので、夢や、幻や、変化や、尋香の都のように、自らの性相（定義）として成立したことが欠如していながらそう映るのみにおいて、行為者等が非常に合理であると了解したまえ。

「業を考察する」という三十三偈の我性、第十七章の解説である。